

令和7年度企業雇用型地域おこし協力隊運営業務・地域おこし協力隊を活用したまちなかビジネス・コミュニティ拠点のプロモーション業務公募型プロポーザル実施要領

1 楽旨

令和7年度企業雇用型地域おこし協力隊運営業務・地域おこし協力隊を活用したまちなかビジネス・コミュニティ拠点のプロモーション業務を委託するにあたり、その受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 委託事業の概要

(1) 委託事業名

令和7年度企業雇用型地域おこし協力隊運営業務・地域おこし協力隊を活用したまちなかビジネス・コミュニティ拠点のプロモーション業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間において受託者との協議により決定した期間

(3) 委託事業の目的

別紙「令和7年度企業雇用型地域おこし協力隊運営業務・地域おこし協力隊を活用したまちなかビジネス・コミュニティ拠点のプロモーション業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(4) 実施場所

鳥取市内

(5) 委託事業の内容

仕様書のとおり

(6) 契約上限額

金17,782,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※内訳は、仕様書に記載のとおり。

3 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、2に掲げる事業を実施しようとする者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす単体企業とする。

（参加資格等の確認基準日は、令和7年6月6日（金）とする。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は破産手続中の者でないこと。
- (5) この公告の日以後契約を締結するまでの間において、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平

成25年4月1日制定)に基づく指名停止措置を受けている期間がある者でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (7) 鳥取県内に本店若しくは営業所を有する者又は製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について(令和5年鳥取市告示第593号)に基づく競争入札参加資格を有する者であるとともに、その資格区分が「役務」の「イベント・広告・企画」に登録されている者であること。

4 参加意向申出に関する事項

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、7に掲げる必要書類を提出期限までに「とっとり電子申請サービス」により提出(送信)すること。

【とっとり電子申請サービス】

URL : https://apply.e-tumo.jp/city-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16609

5 配布資料等

(1) 配布資料

- ア 令和7年度企業雇用型地域おこし協力隊運営業務・地域おこし協力隊を活用したまちなかビジネス・コミュニティ拠点のプロモーション業務公募型プロポーザル実施要領(本書)
- イ 令和7年度企業雇用型地域おこし協力隊運営業務・地域おこし協力隊を活用したまちなかビジネス・コミュニティ拠点のプロモーション業務仕様書
- ウ 各種様式(様式第1号から様式第6号まで)

(2) 配布期間及び場所

ア 配布時期

令和7年5月20日(火)午前8時30分から令和7年6月6日(金)の午後5時まで

イ 配布場所

鳥取市公式ウェブサイト(<https://www.city.tottori.lg.jp/>)上で配布。

6 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本件公募型プロポーザルの実施内容に対する質問がある場合は、「とっとり電子申請サービス」により提出(送信)すること。(電話又は口頭による質問は受け付けない)

URL : https://apply.e-tumo.jp/city-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16611

(2) 質問書の受付期間

令和7年5月20日(火)午前8時30分から令和7年5月27日(火)午後5時

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、期限までに受け付けたすべての質問について、令和7年6月3日(火)までに鳥取市公式ウェブサイトへ掲載する。なお、質問が皆無であった場合は、その旨を掲載する。

7 企画提案書等の提出

参加希望者は、本要領に基づき作成した企画提案書等を次により提出するものとする。

(1) 提出期限

令和7年6月6日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

企画提案書等は、提出期限までに「とっとり電子申請サービス」により提出すること。

(3) 提出書類（証明書類は、提出日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

ア 公募型プロポーザル参加資格確認書	様式第1号
イ 企画提案書	様式第3号
ウ 応募者概要及び事業実績	様式第4号
エ 見積書	様式第5号
オ 国税、県税、市税の納税証明 (未納がないことを確認できるもの。写し可。)	
カ 委任状（任意様式）	

※ 支店・営業所等を代理人とする場合に限る。

(4) 提出期限後における企画提案書等の差し替え及び再提出は一切認めない。

(5) 企画提案書等の提出後に本件公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年6月13日（金）までに「辞退届」（様式は自由）を提出することにより辞退を認める。提出方法は（2）と同様「とっとり電子申請サービス」により提出すること

URL : https://apply.e-tumo.jp/city-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16613

(6) 企画提案書等の作成要領

ア 提案内容を具体的に分かりやすい内容で記載し、各項目のタイトルは、タイトル名の後に括弧書きで別記「令和7年度企業雇用型地域おこし協力隊運営業務・地域おこし協力隊を活用したまちなかビジネス・コミュニティ拠点のプロモーション業務委託業者選定審査要領」（以下「審査要領」という。）における評価項目の該当番号（No.1からNo.5まで）を明記すること。

イ 評価項目の詳細や委託事業の内容について記載するもの以外で、提案者が事業を実施する際のアピールポイントや独自性等は、別に記載すること。

ウ 表紙・目次・本編で構成し、可能な限り分かりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。

エ 本編はA4版、横書き、20ページ以内とする。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を折り込んで作成しても差し支えない。

オ 文字は、10ポイント以上を使用すること。

カ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔に分かりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

(7) 見積書の作成要領

ア サイズはA4サイズとする。

イ 表紙は様式第5号とすること。

ウ 費用総額を示すとともに、積算項目別に費用の内訳を示すこと。

エ 費用はすべて、税込及び税別の額をそれぞれ記載すること。

オ 企画提案書等の内容を適切に反映すること。

8 選定方法等

(1) 選定方法

令和7年度企業雇用型地域おこし協力隊運営業務・地域おこし協力隊を活用したまちなかビジネス・コミュニティ拠点のプロモーション業務委託に係る公募型プロポーザルの選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、プレゼンテーション審査を実施し、評価項目に基づき総合的に審査し順位付けを行い、最も優れた提案を行ったと認められる者を最優秀受託候補事業者として選定する。参加者が5者を超える場合には、企画提案書のみによる審査（以下「1次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者によりプレゼンテーション審査（以下「2次審査」という。）を行う。

なお、事業応募者が1者のみであった場合であっても、2次審査を行った上で、一定の基準を満たした者を最優秀受託候補事業者として選定する。

(2) 2次審査の実施

提案内容について、担当部課が指定した日時にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細は9(2)のとおりとする。

(3) 審査結果

審査結果は、書面により通知する。審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

(4) 選定スケジュール

項目	日時
① 募集開始	令和7年5月20日（火）
② 質問書提出期限	令和7年5月27日（火）
③ 質問書回答期限	令和7年6月3日（火）
④ 企画提案書等提出期限	令和7年6月6日（金）午後5時まで（必着）
⑤ 第1次審査（書類審査）	令和7年6月上旬から6月中旬
⑥ 第2次審査（プレゼンテーション）	令和7年6月18日（水）（予定）
⑦ 結果通知	令和7年6月中旬～6月下旬（予定）
⑧ 委託契約の締結	令和7年6月下旬（予定）

(5) 評価項目

別紙審査要領のとおりとする。

9 審査

(1) 1次審査（書類審査）に関する事項

ア 第1次審査は、参加事業者が5事業者を超えた場合のみ実施する。

イ 各委員が評価基準に基づいて個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を行うとともに、順位点の方法による採点を行い、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、上位5事業者を選考する。

ウ 第1次審査の点数を第1次審査の通過又は非通過の決定のみに利用し、第2次審査においては利

用しない。

エ 1次審査の結果については、令和7年6月13日（金）までに、電話又は電子メールにより通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に関する事項

ア 実施日 令和7年6月18日（水）（予定）

なお、実施日、実施場所、実施時間その他詳細については、1次審査の結果に併せて1次審査通過者に通知する。なお、Web会議形式で実施する可能性もある。

イ 各委員が評価基準に基づいて個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を行うとともに、順位点の方法による採点を行い、これらのことによる順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先する。また、同点の提案者が複数となった場合には、委員の多数決で順位を決定する。ただし、各委員の採点結果の合計点が満点の6割に満たない場合は、選定の対象外とする。

ウ プrezentation及びヒアリングの順番は、原則として企画提案書等の受付順に提案者ごとに個別に行い、非公開とする。

エ 審査に参加できる人数は、3名までとする。

オ 審査にパソコン等の機器を使用する際は、提案者が準備することとする。スクリーン、プロジェクターについては鳥取市（以下「市」という。）が準備する。

カ 市が準備するもののほかプレゼンテーションに必要な設備、ツール、システム等は、提案者が準備すること。

キ 審査時間は、プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内とする。なお、審査のための機器のセッティング時間は、この時間には含めない。

ク 審査の経緯・内容に関する問合せには、一切回答しない。

ケ 審査に係る経費は提案者の負担とする。

10 審査結果の公表

審査の結果については、鳥取市公式ウェブサイトに次の事項を公表する。

(1) 最優秀受託候補事業者の名称、所在地、総得点及び順位点

(2) 事業応募者数

11 契約の締結等

本事業の委託契約については、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）に基づき、見積額の範囲内で最優秀受託候補事業者と次のとおり締結する。

(1) 契約締結前に、市と最優秀受託候補事業者の間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議を通じて企画提案書等の内容を一部修正する場合がある。

(2) 最優秀受託候補事業者が委託事業の全部を一括して第三者に再委託することは、認めない。委託事業の一部を委託する場合については、あらかじめ市の承諾を得ることとする。

(3) 最優秀受託候補事業者が契約を辞退したとき又は特別な理由により最優秀受託候補事業者と契約が締結できない場合は、9の審査により順位付けした提案者の順に、順次繰り上げて契約交渉を行うも

のとする。

12 欠格要件

下記のいずれかに該当する場合は、該当参加希望者を失格とする。

- (1) 本実施要領3の参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 選定委員会委員に直接、間接を問わず本件公募型プロポーザルに関する不正な接触又は要求をした場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (4) 虚偽の記載がなされた場合。
- (5) 本実施要領2(6)の「契約上限額」を超える見積金額が提案された場合。
- (6) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱の指名停止規定に準ずる行為が認められた場合。

13 その他の留意事項

- (1) 本件公募型プロポーザルに伴う企画提案書等の作成及び提出等に係る費用の一切は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、いかなる場合においても返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、他の用途には使用しない。
- (4) 企画提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加希望者及び参加事業者が負うものとする。
- (5) 本実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (6) 企画提案書等の無効

3に掲げる参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、これを無効とする。

(7) 著作権の取扱い

- ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては参加事業者に帰属するものとする。
- イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、参加事業者に帰属するものとする。
- ウ 市は参加事業者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(8) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除できる旨契約書に記載するものとする。なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に市が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を市に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他事業を下請等させること。

14 担当部課

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

①鳥取市経済観光部 企業立地・支援課（鳥取市役所本庁舎4階48番窓口）

電話：（0857）20-3225 ファクシミリ：（0857）20-3947

電子メール：ricchi@city.tottori.lg.jp

②鳥取市市民生活部 地域振興課（鳥取市本庁舎2階26番窓口）

電話：（0857）30-8173 ファクシミリ：（0857）20-3919

電子メール：chiikishinko@city.tottori.lg.jp